

津市母子家庭等児童援護金支給要綱

平成18年3月31日訓第166号

改正 平成22年7月30日訓第53号
平成26年7月31日訓第50号
令和元年6月28日訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している母、父又は養育者（以下「養育者等」という。）に対し、母子家庭等児童援護金（以下「児童援護金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 児童援護金の支給対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当の受給資格者のうち、法第9条第1項又は第9条の2の規定により児童扶養手当の全部の支給を受けることができない者（法第10条及び第11条の規定により児童扶養手当の支給を受けることができない者を除く。）
- (3) 前年（1月1日から9月30日までの間に申請する者にあつては、前々年とする。）の所得が、232万円（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）があるときは、当該扶養親族等1人につき38万円を加算した額）を超えない者

(支給額)

第3条 児童援護金は、月を単位として支給するものとし、その額は、扶養親族等の数及び所得金額に応じ別表に定める額とする。

- 2 その監護し、又は養育する児童が2人以上である養育者等に支給する児童援護金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち1人を除いた児童につきそれぞれ1,500円（そのうち1人については、

2, 500円)を加算した額とする。

3 児童援護金は、法第13条の2の規定に準じて市長が別に定める基準により、その一部を支給しない。

(児童援護金の額の自動改定)

第4条 前条第1項に規定する児童援護金の額については、法第5条の2の規定による児童扶養手当の額の改定に準じて、その翌年の4月以降の当該児童援護金の額を改定する。

(支給期間及び支払期日)

第5条 児童援護金の支給期間は、児童援護金の支給対象者が次条の規定による支給の申請をした日の属する月の翌月から翌年の10月(1月1日から9月30日までの間に申請した場合は、支給の申請をした日の属する月の翌月からその年の10月)までとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当の全部を支給しない決定の通知を受けた日から1月以内に申請をした者に係る支給期間は、当該決定を受けた期間とする。

3 児童援護金は、1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった児童援護金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童援護金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

4 児童援護金は、口座振替の方法により支払うものとする。

(支給の申請)

第6条 児童援護金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、母子家庭等児童援護金支給申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を母子家庭等児童援護金支給決定(却下)通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(児童援護金の額の改定)

第8条 児童援護金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)につき、新たに監護し、又は養育する児童があるに至った場合における児童援護金の額の改定は、その者がその改定後の額につき申請をした日の属する月の翌月から行う。

2 受給者につき、その監護し、又は養育する児童の数が減じた場合における児童援護金の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

3 受給者は、前2項の規定による児童援護金の額の改定を受けようとするときは、母子家庭等児童援護金支給額改定申請書（第3号様式。以下「改定申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（改定の決定）

第9条 市長は、前条第3項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を母子家庭等児童援護金支給額改定決定（却下）通知書（第4号様式）により受給者に通知するものとする。

（記載事項の変更）

第10条 受給者は、受給者若しくは児童援護金の対象となる児童の住所若しくは氏名又は児童援護金の振込口座（以下「住所等」という。）に変更が生じたときは、母子家庭等児童援護金住所等変更届（第5号様式。以下「変更届」という。）に決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（資格の喪失）

第11条 受給者は、児童援護金の支給対象者でなくなったときは、速やかに、母子家庭等児童援護金資格喪失届（第6号様式。以下「資格喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該喪失の理由が受給者の死亡であるときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者がこれを行うものとする。

（資格喪失の通知）

第12条 市長は、前条の規定による提出があったとき又は次条の規定により職権による資格の喪失を行ったときは、母子家庭等児童援護金資格喪失通知書（第7号様式）により受給者に通知するものとする。ただし、受給者が死亡したときは、この限りでない。

（職権に基づく変更等の手続）

第13条 市長は、第10条の規定による変更届の提出又は第11条の規定による資格喪失届の提出がない場合においても、公簿等により住所等の変更又は資格の喪失を確認したときは、職権で住所等の変更又は資格の喪失を行うことができる。

（支払の差止め）

第14条 受給者が、正当な理由がなく、第8条の規定による改定申請書の

提出、第10条の規定による変更届の提出又は第11条の規定による資格喪失届の提出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、児童援護金の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の児童援護金)

第15条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童援護金で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた法第4条に定める要件に該当する児童にその未支払の児童援護金を支払うことができる。

(支給決定の取消し等)

第16条 市長は、受給者が偽りその他不正な行為により児童援護金の支給の決定又はその額の改定の決定（以下「支給決定等」という。）を受けたと認めるときは、直ちに当該支給決定等を取り消すものとする。この場合において、既に児童援護金の支給を受けた受給者は、速やかに当該児童援護金を返還しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日訓第53号）

1 この訓は、平成22年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 次の各号に掲げる者が、平成22年11月30日までの間にこの訓による改正後の津市母子家庭等児童援護金支給要綱（以下「新要綱」という。）第6条の規定による支給の申請をしたときは、その者に対する児童援護金の支給は、新要綱第5条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

(1) 施行日において現に新要綱の規定による児童援護金の支給要件（以下「新支給要件」という。）に該当している者（この要綱による改正前の津市母子家庭等児童援護金支給要綱の規定による児童援護金の支給要件（以下「旧支給要件」という。）に該当していない者に限る。） 同月

(2) 施行日から平成22年11月30日までの間に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件に該当していない者に限る。） その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

附 則（平成26年7月31日訓第50号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日訓第1号）

（施行期日）

1 この訓は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第3号の改正規定（「前年」の次に「（1月1日から9月30日までの間に申請する者にあつては、前々年とする。）」を加える部分に限る。）及び第5条第1項の改正規定並びに次項 令和元年7月1日

(2) 第5条第3項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和元年9月1日

(3) 第2条第3号の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。） 令和元年10月1日

（経過措置）

2 前項第1号に掲げる規定の施行の日において現に同号に掲げる規定による改正前の津市母子家庭等児童援護金支給要綱第7条の規定による支給の決定を受けている者に係る同要綱第5条第1項の規定による支給期間は、前項第1号に掲げる規定による改正後の津市母子家庭等児童援護金支給要綱第5条第1項の規定による支給期間とみなす。

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の津市母子家庭等児童援護金支給要綱第5条第3項の規定に基づいて支払われた令和元年7月分の児童援護金は、同号に掲げる規定による改正後の津市母子家庭等児童援護金支給要綱（以下「新要綱」という。）第5条第3項の規定による同月分の児童援護金とみなす。

4 令和元年8月分の児童援護金については、新要綱第5条第3項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。

別表（第3条関係）

支給額	扶養親族等人数 0人	扶養親族等人数 1人	扶養親族等人数 2人	扶養親族等人数 3人
	所得金額	所得金額	所得金額	所得金額
8,010円	192万円以上	230万円以上	268万円以上	306万円以上
	202万円未満	240万円未満	278万円未満	316万円未満
6,170円	202万円以上	240万円以上	278万円以上	316万円以上
	212万円未満	250万円未満	288万円未満	326万円未満
4,330円	212万円以上	250万円以上	288万円以上	326万円以上
	222万円未満	260万円未満	298万円未満	336万円未満
2,480円	222万円以上	260万円以上	298万円以上	336万円以上
	232万円未満	270万円未満	308万円未満	346万円未満

（備考） 扶養親族等が4人以上の場合は、この表に掲げる扶養親族等人数3人の所得金額に扶養親族等1人につき38万円を加算した額とする。

第1号様式(第6条関係)

母子家庭等児童援護金支給申請書

(宛先)津市長

受付印

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

提出年月日
年 月 日

フリガナ	生 年 月 日		児童扶養手当 全額支給停止理由		年度 本人所得額	扶養 人数
氏 名	年	月	日	1 本人所得制限 2 扶養義務者所得 制限	円	人
住 所	〒		職業等 勤務先 名称		住所	
	TEL		住所		TEL	
	携帯		別居の場合の住所			
対 象 児 童 に つ い て	フリガナ	続柄	生 年 月 日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所
	氏名		年 月 日	1 有 2 無	1同居 2別居	
	フリガナ	続柄	生 年 月 日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所
	氏名		年 月 日	1 有 2 無	1同居 2別居	
フリガナ	続柄	生 年 月 日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所	
氏名		年 月 日	1 有 2 無	1同居 2別居		
フリガナ	続柄	生 年 月 日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所	
氏名		年 月 日	1 有 2 無	1同居 2別居		
支払金融 機 関	銀行コード()	支店コード()	預金種別	口座番号	名義人カナ	
	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	1 当座 2 普通			
備 考						
※審査欄	扶養人数	人	支給開始年月	手当月額	円	※入力年月日 年 月 日
	所得金額	円	年 月	子の加算	円	
	所得制限額	円		合 計	円	

※欄は記入しないでください。

第2号様式(第7条関係)

母子家庭等児童援護金支給決定(却下)通知書

(記号番号)
年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申請のありました母子家庭等児童援護金の支給については、津市母子
家庭等児童援護金支給要綱第7条の規定により、次のとおり 決定
却下 しましたので通知します。

受給者氏名			
住 所			
対象児童氏名	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
対象児童数	人	支給月額	円
支給開始 年 月	年 月 から		
却下理由			
備 考			

第3号様式(第8条関係)

母子家庭等児童援護金支給額改定申請書

(宛先)津市長

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

受付印

提出年月日

年 月 日

フリガナ						〒	-			
氏名	ⓐ					住所				
						TEL	-			
						携帯	-			
対象 児童 に つ い て	フリガナ	続柄	生	年	月	日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所	
	氏名			年	月	日	1 有 2 無	1同居 2別居		
	フリガナ	続柄	生	年	月	日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所	
	氏名			年	月	日	1 有 2 無	1同居 2別居		
フリガナ	続柄	生	年	月	日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所		
氏名			年	月	日	1 有 2 無	1同居 2別居			
フリガナ	続柄	生	年	月	日	障害の有無	同居・別居	別居の場合の住所		
氏名			年	月	日	1 有 2 無	1同居 2別居			
理由							理由の発生した年月日			※非該当コード
							年	月	日	
備考										
※審査欄	額改定年月		手当月額				※入力年月日			
	年 月		手当月額				年 月 日			
			子の加算							
		合計								

※欄は記入しないでください。

第4号様式(第9条関係)

母子家庭等児童援護金支給額改定決定(却下)通知書

(記号番号)
年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申請のありました母子家庭等児童援護金支給額改定については、津市母子家庭等児童援護金支給要綱第9条の規定により、次のとおり 決定 しましたので通知します。
却下

受給者	氏名				
	住所				
対象児童氏名		(1)	(2)		
		(3)	(4)		
改定前	対象児童数	人	改定後	対象児童数	人
	支給月額	円	改定後	支給月額	円
改定年月		年 月 から			
却下理由					
備考					

母子家庭等児童援護金記載事項変更届

(宛先)津市長

次のとおり届け出ます。

受付印

提出年月日

年 月 日

フリガナ			〒	—	
氏名	Ⓜ		住所		
区分	変更前		変更後		変更年月日
住所					年 月 日
支払金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 出張所		銀行 本店 信用金庫 支店 農協 出張所		年 月 日
	口座番号		口座番号		
	口座名義人カナ		口座名義人カナ		
氏名	受給者				年 月 日
	対象児童				年 月 日
	児童				年 月 日
	児童				年 月 日
備考					※入力年月日
					年

※欄は記入しないでください。

母子家庭等児童援護金資格喪失届

(宛先)津市長

次のとおり届け出ます。

受付印

提出年月日

年 月 日

フリガナ				〒	—				
氏名	Ⓜ			住所					
				TEL	-	-			
				携帯	-	-			
対象児童について	氏名				氏名				
	氏名				氏名				
資格喪失理由									
資格喪失の理由	発生年月日			※非該当コード			※入力年月日		
	年	月	日				年	月	日
備考									

※欄は記入しないでください。

第7号様式(第12条関係)

母子家庭等児童援護金資格喪失通知書

(記号番号)
年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

母子家庭等児童援護金につきましては、次のとおり資格がなくなりましたので通知します。

氏 名	
住 所	
資格がなくなった理由	
資格がなくなった日	年 月 日